

令和7年度版

家庭ごみの出し方

- ごみは夜出さず、収集日の朝8時までに出示してください。(ごみの収集は朝8時から始まります。)
- 指定袋は、口をしっかりと結んで出示してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるみ			毎週 火・金曜日
燃えないみ			毎月 第1回水曜日
資源ごみ			曜日
収集場所に出せないごみ			収集場所に出せないごみ

家庭ごみは自己搬入することができます。(ごみの種類ごとに料金を徴収いたします。)
詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。

六戸町町民課 ☎ (0176) 55-4612
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654
(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

令和7年度家庭ごみ収集日程表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※年末年始の休業日令和7年12月31日から令和8年1月4日を除いて、祝日・振替休日にも収集いたします。)

燃えるごみの収集日程

収集地区名	曜日
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、高森(一)、高森(二)、沖山、沖山平、岡沼、金矢、大原、桜ヶ丘住宅	毎週 火・金
※12月は30日まで、1月は6日から収集します。	
折茂、折茂新田、川原新田、高屋敷、上町、下町、南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、下吉田(一)、下吉田(二)、赤田、赤石、米沢	毎週 月・木
※12月は29日まで、1月は5日から収集します。	

○自己搬入する場合

ごみの種類毎に計量・精算しますので、
分別して搬入してください。

料 金：家庭系ごみ1種類10kg毎に20円
事業系ごみ1種類10kg毎に100円

受付時間：午前8時30分～午後4時30分
受付日時：祝日・休日を除く毎週月～土曜日
ただし、第1日曜日は下記のとおり受付いたします。
なお、12月29日～1月3日は搬入できません。

日曜日の受付日		
4月6日	8月3日	12月7日
5月4日	9月7日	1月4日
6月1日	10月5日	2月1日
7月6日	11月2日	3月1日

令和7年度追加分(年末と年度末)

12月28日	3月22日
--------	-------

令和8年1月の「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の収集日程が次のとおりとなりますので、ご注意ください。						
第1週目の収集は、5日(月)～ 9日(金)						
第2週目の収集は、12日(月)～ 16日(金)						
第3週目の収集は、19日(月)～ 23日(金)						
第4週目の収集は、26日(月)～ 30日(金)						
令和8年1月の不燃・資源・粗大ごみカレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※実際の収集日は、下記の表で確認してください。

燃えないごみの収集日程

収集地区名	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、高森(一)、高森(二)、沖山、沖山平、岡沼、金矢、大原、桜ヶ丘住宅	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
折茂、折茂新田、川原新田、高屋敷、上町、下町、南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、下吉田(一)、下吉田(二)、赤田、赤石、米沢	第3水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

資源ごみの収集日程

収集地区名	種類	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、高森(一)、高森(二)、沖山、沖山平、岡沼、金矢、大原、桜ヶ丘住宅	缶	第1木	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
	びん	第2木	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
	プラスチック	第3木	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
	紙	第4木	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
折茂、折茂新田、川原新田、高屋敷、上町、下町、南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、下吉田(一)、下吉田(二)、赤田、赤石、米沢	缶	第1金	4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6
	びん	第2金	11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13
	プラスチック	第3金	18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	20
	紙	第4金	25	23	27	25	22	26	24	28	26	30	27	27

粗大ごみの収集日程 (収集日の1週間前までに役場町民課へ予約してください)

粗大ごみの出し方	収集地区	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◎ごみ処理施設で処理できるもので、指定のごみ袋に入らない大きなごみです。 ◎粗大ごみは通常の収集所に出さないでください。 ◎自己搬入できない場合は、収集日の1週間前までの予約により有料で収集運搬します。 ◎役場町民課で下記料金の処理券を購入してください。 ①一辺の最大の長さが120cm以上のもの 1個につき 1,000円(消費税が加算されます。) ②一辺の最大の長さが120cm未満のもの 1個につき 500円(消費税が加算されます。) ※[家庭ごみの出し方]記載の[処理できないごみ]は受付できません。 処理専門業者へ確認し、処理を依頼してください。	六戸町全域	第3水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

生ごみの水切りにご協力を!!

生ごみの水切りによって、ごみ減量と経費削減につながりますので、ご協力をお願いします。

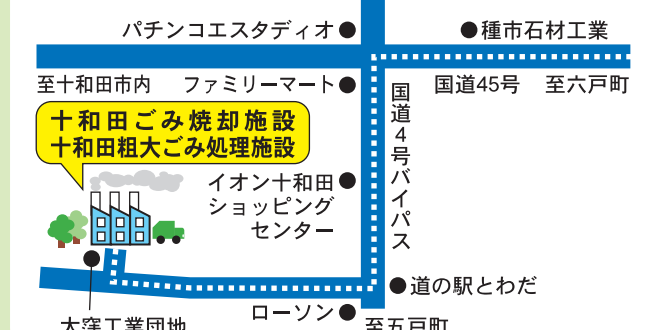


不法投棄は犯罪です。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。



ごみ処理施設案内図



適正な分別がなされないなどルールが守られていないごみには、黄色いステッカーが貼られます。ステッカーに記載されている注意事項を参考に、袋を替えて出すか、ステッカーを切り取り、切り口をガムテープ等で補修して次の収集日に出してください。

問い合わせ先

六戸町町民課 ☎ (0176) 55-4612
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654
(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

※この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。